

大阪府立大学非常勤講師に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 81

最近改正 令和 3. 8. 31 規程 230

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪府立大学非常勤教職員等就業規則(以下「非常勤教職員等就業規則」という。)第 2 条第 3 項の規定に基づき、非常勤講師に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「非常勤講師」とは、非常勤教職員等就業規則別表第 1 の区分の 6 に規定する者をいう。

(労働契約の期間等)

第 3 条 非常勤講師の採用は、契約期間を定めて行う。

2 前項の契約期間は、1 の会計年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。)を超えない範囲内で定めるものとする。

3 前項の契約期間は、業務運営上必要がある場合は、1 年を超えない範囲内で更新をすることができる。ただし、更新後の契約期間の末日は、その更新をした日の属する会計年度の末日までとする。

4 契約期間の更新をすることがある場合には、労働契約の際、更新の可否及びその基準を当該非常勤教職員等に通知するものとする。

(勤務時間、休憩時間)

第 4 条 非常勤講師の勤務日は、担当科目の出講日(以下「勤務日」という。)とし、勤務時間及び休憩時間は次のとおりとする。

(1) 勤務時間 担当科目の授業時間(カリキュラム、学年暦等に基づきそれぞれの非常勤講師について個別に定める。)

(2) 休憩時間 勤務時間が 1 日 6 時間を超える場合は 45 分、8 時間を超える場合は 60 分

2 前項の規定にかかわらず、業務上必要がある場合には、その者の個別の勤務日、勤務時間及び休憩時間を変更することがある。

(通勤費)

第 5 条 非常勤講師に対しては、通勤に要する費用として、教職員に支給される通勤手当の例により、非常勤教職員等就業規則第 23 条本文にかかわらず、月額 150,000 円を限度に給料に加算することができる。

2 勤務に伴い宿泊が必要な場合は、公立大学法人大阪教職員等の旅費の支給に関する規程第 13 条に定める額に準じて、宿泊費を前項の通勤に要する費用に含めることができる。

(労働条件の変更)

第6条 非常勤講師が担当する科目及びその数は、カリキュラム編成等に基づき変更することがある。

(無期雇用契約への転換)

第7条 非常勤講師のうち、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）の規定に基づき、最初の契約の日から通算して5年を超える者は、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項の規定に基づき、別記様式で申し込むことにより、現在締結している労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間を定めない労働契約での雇用に転換することができる。

(無期雇用非常勤講師の労働条件)

第8条 期間を定めない労働契約へ転換した非常勤講師（以下「無期雇用非常勤講師」という。）の労働条件は、原則として直前の契約における労働条件（期間の定めに関する事項を除く。）と同一のものとする。ただし、特に必要がある場合には、別に定めることができる。

(無期雇用非常勤講師の解雇)

第9条 法人は、非常勤教職員等就業規則第14条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、無期雇用非常勤講師を解雇することができる。

- (1) 担当することができる科目が開講されないとき。
- (2) 担当することができる業務に人員の余剰が見込まれるとき。

(無期雇用非常勤講師の給与)

第10条 無期雇用非常勤講師については、給料の加給の対象としない。

(無期雇用非常勤講師の定年)

第11条 無期雇用非常勤講師の定年は65歳とする。ただし、65歳を超えて無期雇用契約に転換した無期雇用非常勤講師の定年は、無期雇用契約開始の日の属する年度の末日時点の年齢に5を加えた年齢とする。

- 2 無期雇用非常勤講師は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(非常勤教職員等就業規則の適用)

第12条 非常勤講師の就業に関する事項については、この規程に定めるもののほか、非常勤教職員等就業規則を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(契約期間の特例)

- 2 第7条に規定する最初の契約の日から通算する契約期間には、合併前の公立大学法人大阪府立大学及び合併前の公立大学法人大阪市立大学との間で締結された契約期間を含むものとする。
- 3 第7条における通算において、法人との有期労働契約が無い期間(以下「無契約期間」という。)が6ヶ月(無契約期間の直前の有期労働契約期間が1年間に満たない場合は、その有期労働契約期間の2分の1の期間(1ヶ月に満たない端数を生じたときは、これを1月とみなす))以上ある場合は、当該無契約期間前の有期労働契約期間を含めないものとする。
- 4 第7条における通算の起算日は、平成25年3月31日以前に雇用された者は同年4月1日とし、同日以降に雇用された者は、有期労働契約の初日とする。

附 則 (令和3.3.31 規程 49)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3.5.31 規程 121)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和3.8.31 規程 230)

- 1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪府立大学非常勤講師に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の日を契約期間の初日とする有期労働契約から適用する。

別記様式(第7条関係)

無期雇用契約転換申込書

年 月 日

公立大学法人大阪 理事長 様

氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項の規定に基づき、期間を定めない労働契約への転換の申し込みをいたします。